

災害により被災した被保険者等の一部負担金等及び 保険料の取扱い等に係る実施要領

災害による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等、健康保険料及び被災事業所の保険料について、下記のとおり対応します。

記

1. 要件

- (1) 被保険者又は事業所が災害救助法の適用市町村に住所を有し、今般の災害により下記①から④のいずれかに該当されている。
 - ① 住家の全半壊、全半焼した方
 - ② 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 上記①～③に準じた事情がある方
- (2) 災害救助法の適用市町村に住所を有し、被災した事業所

2. 対象者

- (1) 上記要件に該当された被保険者及び被扶養者
- (2) 上記要件に該当された事業所

3. 対応・適用内容

- (1) 被災被保険者等の一部負担金、食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額等の自己負担金が保険者の判断により徴収猶予又は減免若しくは免除されます。
- (2) 被災した事業所及び任意継続被保険者に対する健康保険料は、納付期限の延長及び納付が猶予されます。
- (3) 被災被保険者等がマイナ保険証又は資格確認書を紛失した場合等の取扱いについては、申請に応じて速やかに資格確認書を交付又は再交付します。
また、マイナ保険証等の紛失により、医療機関に提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名を窓口で申し出ることにより受診することができます。

4. 手続方法

- (1) 一部負担金等の免除を受けるためには、「健康保険一部負担金等免除申請書」に「罹災証明書」等を添付し、当健保組合に「免除証明書」の申請をして下さい。
- (2) 健康保険料の納付期限の延長や納付猶予を受けるためには、「保険料等の納付の猶予申請書」に「罹災証明書」等を添付し、当健保組合に提出して下さい。
- (3) 資格確認書の交付及び再交付は「資格確認書（再）交付申請書」、高齢受給者証の再交付は「高齢受給者証再交付申請書」を当健保組合に申請して下さい。

＜お問い合わせ先＞

〒379-2147

前橋市亀里町1310番地

群馬県農業団体健康保険組合

電話：027-220-2170(担当：石井)